

# 保守主義の原則に関する一考察

久松治夫

## I 序 言

わが国の企業会計原則の特徴の一つとして「一般原則」の設けられていることをあげることができる。これは、ドイツ商法における貸借対照表原則に示される四つの原則、すなわち

- (1) 貸借対照表真実性の原則
- (2) 貸借対照表明瞭性の原則
- (3) 貸借対照表継続性の原則
- (4) 貸借対照表単一性の原則

の考え方に近く、「これらの四つの原則に加えて、④正規の簿記の原則「ドイツ商法第38条）、⑤剰余金区分の原則（SHM 原則，AAA 1941年会計原則）、⑥保守主義の原則（イギリス会計実践における原則）という三つの原則を見事にアレンジし、わが国における独自の企業会計原則の一般原則として、七つの原則を創設したものといいうる。」（増谷裕久著『会計学演習』p. 56）のである。

これら七つの原則のうち、保守主義の原則については、増谷教授がこれをイギリス会計実践における原則と解釈されたように、ヨーロッパ諸国のなかで特にイギリスを中心として会計処理上配慮すべき行為原則として主張されてきたものである。この原則の概念規定は必ずしも明瞭ではないが、一般的に解釈すると、保守主義の原則は、継続性の原則と同様に会計の実質面に関する包括的な基本原則であり、健全な会計処理、つまり利益の過大表示をさげ投下資本の回収維持計算をそこなわない会計処理を要求する原則であることは認められる

であろう。

近世における会計観の変遷をみると、今世紀における動態論に先行する会計観は、周知のように静態論であった。静態論に立つ「近代会計実務は、債務者の支払能力を判断する資料として商業信用のために貸借対照表を作成させようとする要請に影響されて発達したものであって、そのさい負債は最大限に、資産は最小限に表示すべしとの教理が開かれたのである。」（神戸大学会計学研究室編『会計学大辞典』p. 1077）

しかし株式会社の発展、近代工業の進展につれて、毎期の評価を困難不適切ならしめるまでに固定資産が増大し、利害関係も複雑広範となり、株主の権利も分散拡大するなどの動向のもとに、会計の重点は債権者保護を主眼とする財産計算から広く社会的利害関係を重視すべき期間損益計算へ移行した。かくして企業会計は、それぞれの期間の損益を、固定資産のみならず棚卸資産に関しても原価の期間配分を基本としてできるだけ主観的評価を排除し、処理方法を一貫して算定することを要請するにいたった。

しかしここにも期間損益計算としての一種の保守主義の当然の発現がみられる。すなわち、税金、配当、給与賃金などに直接間接に影響する期間利益の支配的要素である収益は、客観的なそしてまた合理的な根拠によって計算されなければならないとして、用心の原則（Prinzip der Vorsicht）といわれる会計基準によって規定される。

用心の原則は、慎重の原則とも呼ばれている。この原則によれば、企業の生産した財貨および用役は、それが販売行為によって換価され、売掛金なり現金なりの流動性に富む資産に変化することによって収益として確認されるわけである。

また、利益算定のさいの他の要素である費用に関しては、期間収益に対応すべき費用がいわゆる発生主義にもとづいて把握されるのであるが、「企業に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」（企業会計原則、一般原則の6）。これを保守主義の原則または健全性の原則という。

この原則についてのいっそう説明的にすぐれた命題は、いわゆる SHM 原則

説明書に述べられている文言である。(木村重義稿「保守主義に関する基本的考察」、『企業会計』第27巻第2号参照)。すなわち SHM 原則書によれば、「予知できない不利な性質の偶発事由の可能性が及ぶ範囲において、判断がなされなければならない項目は、概して保守的に扱われるべきである。」という思考が導き出されるのである。ここでは、判断が予知できないが起こりうる不利な性質の偶発的な事象についてなされること、およびその解釈は保守的になされるべきことを要請しているのである。

企業は利益を追求して継続的に経営されるものであるから、できるかぎり保守的な会計処理をすることによって、企業の維持発展を図ろうとするものである。このような立場から厳密な理論上では否定的なものであっても、実務上では、ある程度の保守的な会計処理方法を容認しなければならないためこの原則が必要とされるのであるが、一般原則というよりむしろその前段階である実務原則とも考えられよう。以上の基礎的前提に基づいて、この原則に含まれるいくつかの問題点について、筆者の私見を加えつつ若干の論評と考察を試みたいと思う。

## II 保守主義の原則の適用

前述のように保守主義の原則は、企業の財産計算にも損益計算にも関連している。しかし両計算との関連についてみると、保守主義の原則は、期間損益計算の正確な把握ということから生じたのではなく、「財政に不利な影響……」という表現のとおり、貸借対照表の問題としてとりあげられていることに注意しなければならない。そこには、債権者、株主等に対する保護という面から、企業の財政状態を健全にすることを目的とし、その結果が期間損益計算に影響しているのである。

企業の損益計算は、単純化すれば、毎期の収益－毎期の費用＝毎期の利益という計算方式で示すことができるけれども、収益および費用を算定するにあたっては、資産の評価、将来の特定の危険の予測(危険費用の計上)、将来の特定の損失の予測(特別損失の計上)など、不確定の条件を慎重に考慮する必要があり、算術的确实性を期することは不可能である。利益の測定における不确实

性の考慮に基づく会計処理の指針となるものが保守主義の原則にほかならない。

保守主義の原則における「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性」という概念は、次の二つの要素に区別することができる（黒沢清著『財務諸表論』p.135）。

- 1 将来の特定の財務的危険 (financial Risk)
- 2 偶発損失 (Contingent Loss)

黒沢清博士によれば、将来の特定の財務的危険とは、予測できない欠損の発生とか、不況による企業の倒産とかいうごとき単なる将来の一般的企業危機を指すのではなくて、今期においてすでに成立している取引に基づいて将来発生することが予測される財務上の危険を意味する。したがって、例えば売却した商品の返品について約束し、あるいは売却引渡し済みの製品または工事について一定期間修繕保証の約束をした場合、後にその事実(返品または修繕の事実)が生じたときは、売手は事後的費用を負担しなければならない。

次に偶発損失についても、黒沢博士は二つの場合に区別されている。すなわち、将来の一般的企業危険としての偶発損失がその一つであり、これは一般的偶発損失と名づける。例えば、経済恐慌の勃発による倒産の危険とか、天災の発生による不測の損害の発生などがこれである。

このような一般的偶発損失に対して、あらかじめ当期において引当費用を予測計上することは、不可能かつ不合理であるから、引当金を計上する代わりに、利益の留保（任意積立金の設定）によってこれに備えることが望ましいであろう。

次に偶発債務も偶発損失の一種として認められる。債務の保証、手形の裏書など、現在の取引に伴う不確定債務がこれである。偶発債務に対しては、貸借対照表の資産の部に対照勘定の形式で計上するか、あるいは裏書義務等の偶発債務を、貸借対照表の脚注に付記する方法が用いられる。

現行企業会計原則は、次のような面で保守主義の原則の適用を強制または容認している。すなわち第一に資産の評価としては、①売上債権の確定（損益計算書原則三のB）、②売掛債権等の評価（貸借対照表原則四の(一)B）、③棚卸資産の評価（貸借対照表原則五のA）、④消耗品等の貯蔵品の評価（注解11）、

⑤投資有価証券の評価（注解17）などの規定があり，第二に負債の評価としては，①費用性引当金の設定（注解16），②未払費用の計上（注解15）などが示されているが，これらの指示が企業会計原則にみられることは，企業会計原則が，一般原則の一環としての保守主義の原則を具体化したものとして解釈することができるものと思われる。

以上のように資産および負債の評価という面から保守主義の原則をみることができが，その他に，収益および費用の認識基準から保守主義の原則を考察することもできる。すなわち収益の認識における保守主義の原則は，売上高であれ，受取利息であれ当然実現基準が用いられ，また費用の認識基準における保守主義の原則は，商品等の低価法による評価損の計上，貯蔵品等の購入時または払出時費用処理法など基本的には発生主義の原則と関連するものである。

発生主義と実現主義とを比較した場合，実現主義はより保守的な基準であるといわれる。ただし，実現主義の採用を保守主義の原則の適用であるとする思考は，必ずしも現在の会計理論上定説とはなっていないようであるが，筆者としては保守主義の原則の適用と解する思考に共鳴したい。

財務諸表における利益や資産の過小表示をもたらす傾向のある保守主義的思考は，「好況時に利益を隠蔽して将来の不測の事態に対して備えようとする経営者の意識と，たまたま合致する。そのため産業界において，こうした経営政策上の保守主義は，期間利益を平準化しようとする。このため経営政策的に，①偶発損失引当金，その他利益留保性引当金を設ける，②任意に資産価額を切下げる，③簿外資産の範囲を拡大するなどの方法が採用される」（法政大学会計学研究室編『新企業会計原則』p. 63）のである。

これらは保守的会計と費用計上の原則とのコンフリクトとして解され，保守主義の原則の適用限界として認識されるのである。このため将来の方向としては，会計原則のなかに企業会計の真実性を侵害し違反することがないように明文をもって指示することが要求されるであろう。明文のない部分については，科学的な研究によって適正な判断の基準を形成すること，そしてこれに基づいて会計監査を厳正にすることによって，保守主義会計の原則の適正な限界を画することが可能になると考えられる。

### Ⅲ 保守主義の原則と引当金会計

周知のように現在の企業会計における資産評価の基準は原価主義であり、このほかに時価主義そして両者の中間に位置する低価主義も是認されている。低価主義は、真実性の観点からは、多少の難点をまぬがれないとしても、企業会計の健全性を害しない会計処理であるという理由で容認されてきたのである。

「低価主義は英米の伝統的な保守主義会計の歴史的産物」（黒沢清著『財務諸表論』p. 137）であるが、引当金会計もまた同様である。しかし引当金の計上は、今日では単に伝統的な保守主義の見地から行われるのではなくて、すでに生じた取引に伴う不確実性を考慮に入れて、予測可能な危険費用または損失を、当期の損益計算に計上する方法として一般に認められるにいたった。

企業会計原則は、引当金の種類として、次の三つの区別を認めている。

- 1 評価性引当金
- 2 負債性引当金
- 3 特定引当金

しかし企業会計原則は、これら三種の引当金の区別を認めているけれども、特定引当金については、「負債性引当金以外の引当金」として、特別の解釈を加えている。その結果として、特定引当金の解釈をめぐる、議論が分かれるにいたった。そこでこれら三種の引当金の本質を明確にすることは現在の企業会計における重要な課題の一つである。

最初に評価性引当金の例としては、貸倒引当金、減価償却引当金等があげられる。評価性引当金の本質は、引当金という名称を付しているが、本来の引当金ではない。それは、資産価額を減額することを目的として計上された評価勘定である。黒沢清博士が論述されたように、かつて用いられた貸倒準備金という名称が貸倒引当金に移行したという歴史的経緯は引当金概念の確立を意味するとともに、引当金概念が、もはや単なる保守主義会計の範囲から脱却しはじめたことをも意味するのである。

第二の負債性引当金については、企業会計原則注解 18 で、次のように定義している。「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起

ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期において既に存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。」

この定義は必ずしも明瞭ではなくやや冗長にすぎるものであるが、とにかく負債性引当金の性格は、予測費用であること、特定の支出が後期に確実に生ずるものであることを明らかにしている。注 18 において「特定引当金と区別しなければならない」ということを強調している点で、本来の会計上の引当金は負債性引当金であることを暗示しようとしているわけである。しかし負債性引当金として注 18 が例示したもののうち、製品保証引当金、売上割戻引当金、景品引当金、返品調整引当金等は、引当金とはみなさず、評価勘定として処理することも可能であろう。これらのいわゆる負債性引当金は、通常、特定の資産から控除する形式をとることは困難であるので、その見積費用を損益計算書に営業費用として計上すると同時に、引当額を貸借対照表の負債の部に記載する。このような会計手続の差異に着目するならば、「いわゆる評価性引当金といわゆる負債性引当金との差異は、会計手続的なもので、本質的なものではない。」(黒沢清, 飯野利夫, 中村忠, 江村稔共著『新企業会計原則訳解』p. 163) とする見解も成立するであろう。

それでは負債性引当金は、いかなる意味において保守主義の原則との関連において問題とされるのであろうか。既述のように予想利益の計上禁止と予想損失の計上認容という形で具体化される保守主義の原則は、前者の課題を遂行する基準として実現主義が、後者の課題を荷うものとして引当金経理が問題とされていると解してよい。

会計の計算対象となる数値には、確定的数値と予測的数値との二種のものがある。「確定的数値とは、取引事象をベースにした数値であって、企業から流出し、あるいは、企業へ流入する貨幣量により具体的に認識・測定された数値がその主なものである。これに対し、予測的数値とは、理論、見解、合意、慣習、異なる規範等から生ずる数値であって、将来事象の予測に係るかぎり、一定の期待を基礎とするものである。」(武田隆二稿「保守主義と負債性引当

金」、『企業会計』 Vol. 27 No. 2)。ところで、保守主義とは「予想の利益は計上すべからず、予想の損失は計上すべし」とする命題によって特徴づけられる内容のものである。ここでは「予想」損益が問題とされているかぎりにおいて、保守主義は「期待」をベースとする「予測的数値」に係る原則であることは明らかであるところである。

次に負債性引当金の設定条件については、既述のように(1)将来事象が発生することの確実性、(2)支出原因の当期性、(3)金額の見積可能性の三条件があげられているが、肝心の見積の方法については企業会計原則はとくに指示していない。ここでは、当然、次の二点が問題となる。

- (1) 見積額の全体的大きさの決定
- (2) 全体見積額の期間帰属意識

この二つの面に保守的判断の介入の余地が残されている。

武田隆二教授の所説のように、わが国の最近の論議を通観すると、負債性引当金は、当然に費用性をもつというアプリアリの命題を設定し、特定引当金の計上問題のみに論議が集中しているかに見える。この論議の大きな難点は、費用性と損失性についての明確な認識が欠けていることにある。つまり、負債性引当金という名において計上される金額が、主観的期待に基づく保守的判断によって計上されるものであるが、その計上金額のすべてが費用性をもつと、いかに論証しうるのであろうか。この点について武田教授は次のように論述されている。

「ここにおいて、われわれは企業会計の主題である業績尺度利益の決定という課題に、保守主義の原則をいかに融和せしめるかという点に大きな課題をかかえている。」(武田隆二稿, 前掲論文)。このことをより具体的にいうならば、当期収益に対応する負債性引当金の大きさと、保守的判断により計上される負債性引当金の大きさは本来明確に識別しなければならないことである。

次に第三の引当金としての特定引当金に関して保守主義の原則の観点に基づいて検討を加えることにする。

特定引当金の名称は、商法第 287 条の 2 の引当金に関する規定に由来する。この規定の趣旨は、わが国の商法が従来長期にわたって否定してきたところの



引当金に対して貸借対照表能力を与えたことを意味し、特定の支出または損失に備える見積額すなわち予測された費用または損失を引当費用として損益計算書に計上することを認めたものであり、わが国の制度会計の歴史において画期的な意義をもつものと考えられる。

既述のように引当金会計の本質は、すでになされた取引に伴う不確実性を前提として、将来の費用または損失を予測し、これをあらかじめ当期の負担として計上する慎重の原則による会計処理であるから、すべての企業に画一的に強制することはできない。すなわち「発生費用の認識が条件であるから、負債性引当金は必ず計上しなければならないと説明する会計学者もあるようであるが、引当金計上の場合は、あくまで費用または損失の予測であって、費用または損失の発生を立証する事象は明らかに将来にかかっている。」（黒沢、飯野、中村、江村共著、前掲書 p. 165）のであり、単純な過去計算的な発生主義の原則を適用することとは異なるのである。したがって、商法第 287 条の 2 の規定が、引当金の計上を強制していないのは当然であり、強制していないといって、利益留保性引当金を規定したことにはならない。黒沢清博士も論述されたように、そのような解釈は論理の飛躍である。

「特定の支出または損失に備える」とは慎重の原則に基づく費用（特定の支出）または損失（特定の損失）の予測を意味する。それは費用の予測に基づくいわゆる負債性引当金も、損失の予測に基づくいわゆる特定引当金も、ともに含む概念である。

本節では、保守主義の原則に基づく引当金会計の問題について若干の検討を加えたが、特定引当金として計上される各科目の実質的な意味内容あるいは租税特別措置法との関連などの問題は、紙幅の関係で後日の課題として残したいと思う。

#### IV 結 語

既述のように企業会計の原則として保守主義の原則を適用する場合には種々の問題点があり、また現行制度会計に認められる引当金会計は保守主義の原則の観点に基づくべき面が多いわけであるが、ここでは判断基準としての保守主

義の原則，また保守主義の原則と低価法評価法との関連に言及し結びに代えたいと思う。

現行会計制度のもとでは，周知のように費用認識は発生主義を原則としており，価値減少確定事実の発生だけではなく原因事実の発生についても費用認識が行われる。したがって「費用の測定にあたっては，未確定事実に関する予見計算が介入することをさけることはできない。この費用予見計算にあたって判断基準を提供するのが保守主義である。」（嶋村剛雄著『新企業会計原則逐条詳解』p. 57）。すなわち予見計算をなす場合，過去の計算に基づきできるだけ科学的な予測がなされるべきであるが，予見計算であるかぎり，一つの確定数値が算出されることはなく，予測数値は生起可能な幅として現われるのである。

この生起可能な幅のなかから一つの数値を選択する場合の選択基準が利益の過大表示をさけようとする保守主義の原則である。

したがって，この費用予見計算における判断基準としての保守主義の原則の適用例は既述のように引当金会計における評価性引当金や負債性引当金等の設定において現われるのである。

次に保守主義の原則が低価法評価との関係においてどのように現われるかについて言及しておきたい。

低価法評価について「企業会計原則」は貸借対照表原則五のAの第2項およびBの第2項に，次のように指示している。

五のAの第2項（棚卸資産に対する低価主義の適用）「棚卸資産の貸借対照表価額は，時価が取得原価より下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」

五のBの第2項（有価証券に関する低価主義の適用）「取引所の相場のある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は，時価が取得原価より下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」

黒沢清博士が論述されたように，損益法の計理体系の根拠の上に立つ今日の会計原則においては真実性の原則を支える会計諸基準としては，資産評価における原価主義および費用配分の原則ならびに損益計算における実現主義および費用収益対応の原則等を最も基本的なものと考えており，低価主義は，利益測

定における安全性の許容という意味で、その選択が容認されているにすぎないのである。ここにいう安全性を検討することは企業をめぐる利害関係者にとっては重要である。

例えば企業が銀行から金融を受けようとする場合、財務諸表には実質以上の経営状況を表示しようとし、信用供与者は、このような不健全な会計処理を警戒する必要があった。これに対して財務諸表に経営状況の過小表示をすることは、いわゆる含み資産を暗示し、実質的には経営状況が外見よりも良好であり、企業の経営能力ないし危険に対する防衛力が蓄積されているものと解釈され、安心感を利害関係者に与える意味で信用される傾向があったわけである。

企業が資産や利益の表示をなるべく少なく表示しようとする傾向は、経営姿勢としては消極的な態度といかなければならない。この意味において、かつて中村忠博士がいみじくも表現されたように保守主義の原則は、悲観主義の所産である。人類は理性的存在であると同時に感性的存在でもある。感性の基本的パターン的一种として悲観主義と楽観主義との対立があり、しかも悲観主義的傾向が人類の経済社会において消滅しないかぎりにおいて、保守主義の原則は、企業会計の一般原則から消去されることはないであろう。 (1978.2.26 稿)